

# 看板を安全に管理しましょう

## 安全点検が義務化されます



平成27年に北海道札幌市で発生した屋外広告物落下事故を受け、福島県屋外広告物条例および同施行規則の一部が、令和3年7月1日から改正されます。

今回の改正では、屋外広告物の管理義務が明確化されることに伴い、自己用広告を含むすべての屋外広告物を対象に、安全点検が義務化されます。

また、基準を超える屋外広告物は、有資格者による安全点検が必要となりますので、ご注意ください(有資格者による安全点検は、経過措置により令和4年7月1日から運用)。

- ただし、次の簡易広告物などは、対象から除外されます。
- 1 はり紙やはり札、立看板、広告旗、広告幕、気球利用広告物
  - 2 自動車や電車に表示するもの
  - 3 建物外壁に描画で表示するもの
  - 4 法令の規定によるもの
  - 5 選挙運動で使用するもの
  - 6 公益上必要な施設などで寄贈者名などを表示するもの
  - 7 国または地方公共団体が公益性をもって表示するもの

### 今回の改正について詳しく



県都市計画課

詳しくは、県都市計画課の専用ページから福島県屋外広告物安全管理指針をご確認ください。

### 【問合せ】

建設課 都市計画係 電話 0241-62-6230

### ①管理義務の明確化

#### 管理義務とは？

補修など必要な管理を怠ることなく、良好な状態を維持する必要があります。

#### 管理義務の対象は？

広告物の表示・設置者や管理者、広告物を設置する物件や土地の所有者、物件を賃借して広告物を表示する広告代理店などの占有者、全員に管理義務があります。

### ③安全点検の有資格化

#### 有資格者とは？

屋外広告士、建築士(一級・二級)、広告美術仕上げ技能士、安全点検技能講習を修了した者など

#### 安全点検の範囲とは？

高さ4メートルを超える屋外広告物は、有資格者による安全点検が必要です。



### ②管理者設置義務

#### 管理者設置義務とは？

簡易広告物などを除き、すべての屋外広告物に管理者を設置する必要があります。

#### 管理者設置義務の対象は？

自分が所有する土地で、許可申請が不要な広告物であったとしても、必ず管理者を設置しなければなりませんので、ご注意ください。

### ④安全点検義務

#### 安全点検義務とは？

簡易広告物などを除き、すべての屋外広告物の安全点検および安全点検結果の記録・保管・報告が必要です。

#### 安全点検の内容は？

広告物の設置年数に応じて、目視点検や標準点検など、点検方法が異なります。

# 新型コロナウイルス感染症対策

## 事業継続支援給付金



町では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経営の安定に支障をきたす町内中小企業などに対し、給付金を交付します。

### 【給付対象事業者】

次の要件をすべて満たす個人事業主または中小企業者

- 1 町内に事業所を有すること
  - 2 令和2年12月から令和3年3月までの売上高が、対前年同期比100万円以上、かつ30%以上減少していること
- ※売上高には、国・県・町からの給付金や協力金(見込みを含む)などを含みません。

- 3 収入の過半が事業収入であり、税の申告をしていること
- 4 事業継続の意思があること

【給付金額】  
令和2年12月から令和3年3月までの月平均売上額と前年同期の月平均売上額を比較した売上減少額の30%(上限100万円)

【申請期限】  
7月30日(金)

### 注意事項

対象期間に営業していない期間を含む事業所や、大型店、町の公的支援を受ける施設は対象外です。

### 【申込み・問合せ】

商工観光課 商工振興係	電話 0241-62-6200
館岩総合支所 振興課 企画観光係	電話 0241-78-3330
伊南総合支所 振興課 企画観光係	電話 0241-76-7715
南郷総合支所 振興課 企画観光係	電話 0241-72-2900
南会津町商工会 本所	電話 0241-62-0329

# 快適な住まい等整備応援事業

## 住環境整備を支援



町商工会では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や快適な住環境の整備を目的とした工事を支援します。

### 【補助対象者】

町商工会を通じて本事業に登録した町内施工業者に対し、町内の住宅や店舗などに関わる工事を発注される方

### 【補助対象工事】

- 1 新しい生活様式に対応した工事(換気の向上、水回りの改修など)
- 2 快適な住環境整備に関わる工事(新築・増改築工事、外構・塗装工事、解体工事など)

### 【補助金額】

工事代金の1/5以内

※税込み10万円以上の工事が対象です。

### 【申請期限】

予算の上限に達し次第終了となりますので、お早めにお申し込みください。

### 注意事項

- 1 申請前に着工した工事や、単なる備品の購入は補助対象外です。
- 2 町が用意する他の補助制度と併用はできません。

### 【申込み・問合せ】

南会津町商工会 本所	電話 0241-62-0329
南会津町商工会 館岩支所	電話 0241-78-3200
南会津町商工会 伊南支所	電話 0241-76-2214
南会津町商工会 南郷支所	電話 0241-72-2041
商工観光課 商工振興係	電話 0241-62-6200

町では、第8期目の南会津町高齢者保健福祉計画と南会津町介護保険事業計画を策定しました。団塊の世代が75歳以上の高齢者となる令和7年を見据え、令和3年度から令和5年度に至る3年間の事業計画を定めたものです。高齢者支援と介護保険事業の安定運営を実現する支援体制づくりのほか、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や近年多発している自然災害への備えも念頭に置きながら、住み慣れた町・地域で暮らし続けることができる「新しい支え合い体制が生まれるまち」を目指します。



## 住み慣れた町・地域で暮らし続けるために

- 【第8期計画重点施策】**
- 1 高齢者の皆さんに医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活支援を提供する地域包括ケアシステムの深化・推進
  - 2 地域内の支え合い体制を補完する地域支援コーディネーターの設置や、介護人材の確保など、新たな支え合い体制の構築

### 第8期介護保険料を決定

第8期南会津町介護保険事業計画の策定に伴い、第8期分の介護保険料が決定しましたが、第7期分から金額に変更はありません。

#### 【問合せ】

健康福祉課 介護保険係 電話 0241-62-5050  
 館岩総合支所 町民課 住民係 電話 0241-78-3325  
 伊南総合支所 町民課 住民係 電話 0241-76-7713  
 南郷総合支所 町民課 住民係 電話 0241-72-2225

## 避難指示で必ず避難を！ 避難勧告が廃止されました

災害時に市町村が発令する避難勧告を廃止し、避難指示に一本化することなどを定めた「改正災害対策基本法」が、令和3年5月20日に施行されました。災害の発生しやすい梅雨の時期を迎えました。町から「避難指示」が発令された場合は、危険な場所から全員避難しましょう。

**注意事項**

- 1 お年寄りや障がいのある方は、**警戒レベル3「高齢者等避難」**で避難を始めましょう。
- 2 **警戒レベル4「避難指示」**が発令されたら、危険な場所から全員避難してください。
- 3 **警戒レベル5「緊急安全確保」**は、すでに安全な避難が難しく、命が危険な状況であることを示しています。警戒レベル5の発令を待ってはいけません。

**【問合せ】** 住民生活課 消防交通係 電話 0241-62-6120



## 国民年金保険料は 期限までに納めましょう



令和3年度の国民年金保険料は、月額16610円です。納付期限は「対象月の翌月末日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）」となりますので、納め忘れないようご注意ください。

- 【納付方法】**
- 1 納付書（現金）
  - 2 クレジットカード
  - 3 口座振替
- ただし、2または3を利用される場合は、申し込みが必要です。なお、保険料を「早割り（当月末納付）」や「前納」で納めると、割引が適用されます。

納付方法	1カ月分		半年分		1年分	
	保険料	割引額	保険料	割引額	保険料	割引額
毎月納付	16,610円	—	99,660円	—	199,320円	—
納付書・クレジット(前納)	—	—	98,850円	810円	195,780円	3,540円
口座振替(前納)	16,560円	50円(早割)	98,530円	1,130円	195,140円	4,180円

**【申込み・問合せ】** 住民生活課 国保年金係 電話 0241-62-6120  
 館岩総合支所 町民課 住民係 電話 0241-78-3320  
 伊南総合支所 町民課 住民係 電話 0241-76-7711  
 南郷総合支所 町民課 住民係 電話 0241-72-2111  
 会津若松年金事務所 電話 0242-27-5321



日本年金機構

## 児童手当現況届を 忘れずに提出しましょう



- 3 別居監護申立書  
(受給者と対象児童が別居している場合のみ)
  - 4 所得証明書  
(令和3年1月2日以降に転入された方、または町外に配偶者がいる方のみ)
- 【提出期限】**  
6月30日(水)

町では、児童手当を受給されている方(公務員を除く)を対象に、6月から「児童手当現況届」を順次郵送します。「児童手当現況届」は、6月分以降の児童手当給付要件を確認する大切な書類です。記載内容を確認し、必要事項を記入の上、提出してください。

**【提出書類】**

- 1 児童手当現況届  
(令和3年度から押印は不要)
- 2 健康保険証の写し  
(対象児童のものではなく、受給者本人のもの)

### 令和2年6月以降に公務員の職に就いた方へ

- 1 職場での手続きが必要です。
  - 2 「受給事由消滅届」を町に提出する必要があります。
- ※すでに提出された方は、提出の必要はありません。

#### 【問合せ】

健康福祉課 子育て支援係 電話 0241-62-6170  
 館岩総合支所 町民課 住民係 電話 0241-78-3325  
 伊南総合支所 町民課 住民係 電話 0241-76-7713  
 南郷総合支所 町民課 住民係 電話 0241-72-2225



オオハンゴンソウ



オオキンケイギク

鮮やかな黄色で美しい花が特徴の「オオキンケイギク」や「オオハンゴンソウ」を道端や河川敷で目にする季節となりました。どちらの植物も、強い繁殖力を持ち、他の植物の成長を妨げるなど、周囲の生態系に重大な影響を及ぼすことから「特定外来生物」に指定されています。

「特定外来生物」は、栽培や運搬、販売、野外に放つなどの行為が法律で禁止されていますので、取り扱いはご注意ください。なお、ご自宅の敷地内で見かけた場合は、早急な駆除にご協力ください。ただし、土地所有者の許可を得ない駆除作業はお控えください。

駆除にあたっての注意事項

- 1 根の一部が残っていると再生してしまうため、スコップなどで根まで完全に引き抜いてください。
- 2 引き抜いた後は、2～3日天日にさらし、枯死してから可燃ごみに出しましょう。

【問合せ】

環境水道課 環境衛生係 電話 0241-62-6140

マイナンバーカード

交付専用休日窓口を開設



町では、マイナンバーカードの交付専用休日窓口を、次のとおり開設します。

- 【開設日】
- 6月27日(日)、7月25日(日)、8月29日(日)、9月26日(日)、10月31日(日)、11月28日(日)、12月26日(日)
- 【開設時間】
- 午前8時30分～午後0時30分

【開設場所】

町役場本庁舎1階 住民生活課

【交付に必要なもの】

- 1 マイナンバーカード交付通知書
- 2 本人確認書類

注意事項

- 1 本人への交付が原則ですが、未就学児の場合は、代理人へ交付ができます。15歳未満の方は、必ず法定代理人が同行してください。
- 2 館岩・伊南・南郷地域にお住まいの方で、休日窓口での交付を希望される方は、直近の金曜日(正午)までに事前予約が必要です。
- 3 交付までに10分程度お時間をいただきます。

【問合せ】 住民生活課 戸籍住民係 電話 0241-62-6120

- ・顔写真付き証明書の場合
  - ・運転免許証、パスポートなどのうち1つ
  - ・顔写真のない証明書の場合
  - 健康保険証、年金手帳、医療費受給者証などのうち2つ
- 3 マイナンバー通知カード
  - 4 住民基本台帳カード
- ※3と4は保有されている方のみ

町民手作りのオペラ公演に

参加してみませんか

町民参加型のオペラ(音楽劇)を開催します。出演者や公演を支えるスタッフを募集しますので、ぜひご参加ください。プロの演出家や指揮者、ソリストの皆さんと一緒に、オペラ公演を作り上げましょう。興味・関心のある方は、お気軽にお問い合わせください。

- 【開催日】
- 12月19日(日)
- 【演目】
- サンドリヨン(シンデレラ)
- 【募集内容】
- 1 合唱部門 (小学生以上) 50人
  - 2 ダンス部門 (年中児以上) 20人
  - 3 スタッフ部門 定員なし
- 【申込締切】
- 6月30日(水)



(写真④2枚) 平成30年公演時の様子  
演目「ヘンゼルとグレーテル」

【申込み・問合せ】

生涯学習課 芸術文化係 電話 0241-62-6311

不法投棄の防止に向けた

活動を支援します



- 要です。
- 1 各種啓発活動
  - 2 監視パトロール活動
  - 3 環境整備活動 (立入防護柵や看板の設置など)
- 【補助金額】
- 必要経費の全額(限度額70万円)
- 【申請締切】
- 10月29日(金)

県では「地域ぐるみ監視体制づくり支援事業補助金」を通じ、地域住民の皆さんが日常的に行う不法投棄の防止活動を支援します。不法投棄の未然防止・早期発見にご協力をお願いします。

【補助対象団体】

- 1 地域住民により組織される団体 (行政区・自治会・町内会など)
  - 2 地域づくりを担う団体 (パトロール隊など)
  - 3 右の1または2が設立した組織 (協議会・実行委員会など)
- 【補助対象活動】
- 次のうち、2つ以上の活動が必要

注意事項

- 1 補助対象期間は、原則として補助金交付決定日から翌年3月31日までとします。
- 2 県が必要だと認める場合は、3年間を限度として補助します。

【申込み・問合せ】

南会津地方振興局 県民環境課 電話 0241-62-2062

【不法投棄の相談窓口】

環境水道課 環境衛生係 電話 0241-62-6140